

シニアクラブの活動が円滑に行われるために

# 松戸市老人クラブ運営費等 補助金申請の手引き

令和6年度版



松戸市

# 目 次

## 《基本事項》

1. はじめに、書類作成：記入上の注意	1 頁
2. 松戸市老人クラブ運営基準	3 頁
3. 老人クラブ活動区分	5 頁
4. 老人クラブ会則（参考例）	6 頁

## 《来年度の補助金申請関係書類》

5. 松戸市老人クラブ運営費等補助金交付申請書（記載例）	8 頁
6. 事業計画書（記載例）	9 頁
7. 収支予算書（記載例）	10 頁
8. 会員名簿（記載例）	11 頁
9. 代表者届（記載例）	12 頁
10. 松戸市老人クラブ運営費等補助金交付請求書（記載例）	13 頁
11. 口座振替依頼書（記載例）	14 頁
12. 委任状	15 頁

## 《今年度の実績報告関係書類》

13. 松戸市老人クラブ事業実績報告書（記載例）	16 頁
14. 事業報告書（記載例）	17 頁
15. 収支決算書（記載例）	18 頁
16. 団体名・会則変更届（記載例）	19 頁
17. 代表者変更届（記載例）	20 頁
18. ～Q&A集～	21 頁

### 「シニアクラブ」及び「老人クラブ」の呼称について

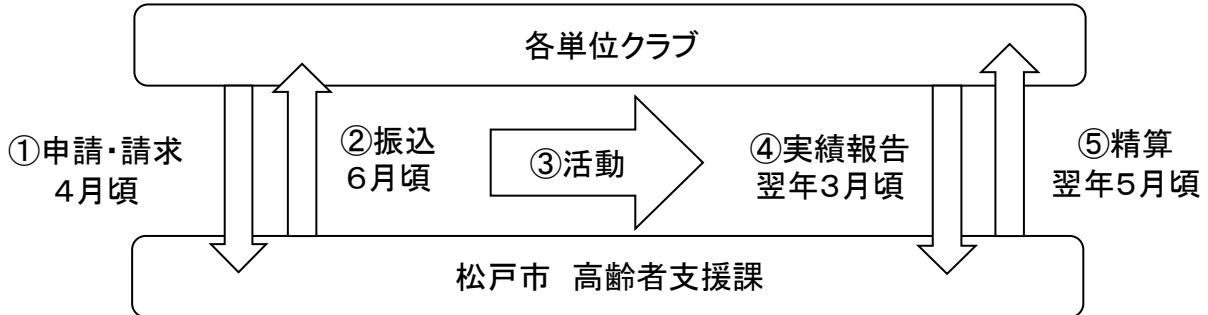
令和4年度、松戸市はつらつクラブ連合会より、一般的な呼称である「老人クラブ」を「シニアクラブ」とすることによりイメージの向上を図り、会員増強を目指していくとのことのお申し出を頂き、市としても広報まつどへ会員募集記事を掲載するなどの支援を行っているところでございますが、国の実施要綱や市の補助金要綱等の公的文書においては「老人クラブ」を名称として使用しております。

つきましては、対外的な呼称には「シニアクラブ」を使用しますが、本補助金申請等の書類については「老人クラブ」の名称を使用いたしますのでご理解くださいますようお願いいたします。

## はじめに

市では、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の趣旨に則り、市内の高齢者の皆様の健康増進と相互親睦の向上を図るため「松戸市老人クラブ運営基準(P3)」に適合する老人クラブへ運営費等の補助金を交付します。

### 【補助金の流れ】



※今回、①（来年度の申請）と④（今年度の実績報告）の書類を併せてご提出いただきます。

## 書類作成：記入上の注意事項

### 1. 団体名（クラブ名）：会則で定めた名称を記入する。

（よく間違える記入例）

**会 則** = 松戸一丁目はつらつクラブ（会則の名称）

誤り例 = 松戸1丁目はつらつクラブ（一丁目正しい）

= 一丁目はつらつクラブ（松戸が抜けている）

= 松戸支部松戸一丁目はつらつクラブ（松戸支部は不要）

### 2. 誤記の訂正

#### （1）誤記の部分に線を引く。

（例1）漢字の場合、間違いの部分に線を引き、上部等に正しい字を記入して下さい

（例2）数字の場合、数字全部に線を引き、上部等に正しい数字を記入して下さい

（例1の場合）

戸  
松~~士~~市

（例2の場合）

15,000  
~~12,000~~

**※訂正印の押印は不要です**

**※請求書・口座振替依頼書・委任状は訂正できませんので、新たに正しいものを作成してください。**

## 書類作成：記入上の注意事項

### (2) 間違った訂正方法

① 修正液（ホワイト等）の使用はできません。

② 間違えた場所に紙を貼り記入する事はできません。

※上記方法で訂正された場合、申請時に別の用紙に書き換えて頂く場合があります。

### (3) 住 所

① 正しい記入例（特に方書きのある場合）

松戸市常盤平一丁目100

常盤平団地 A-1-101

② 間違った記入例

松戸市常盤平団地 A-1-101

### 3. 申請書類の押印について

市の押印見直し指針に基づき、原則として押印不要となりましたが  
請求書・口座振替依頼書・委任状には引き続き押印が必要となります。

（請求書類には必要となります）

押印漏れがあった場合は再度提出となりますのでご注意ください。

### 4. 決算書

会計の方の記名・押印は不要です。

### 5. チェックリストをご活用ください

書類提出前の確認用にご活用ください。

（送付書類に不備がないか必ずご確認ください）

### 6. 解散をご検討されている場合

クラブの解散をご検討されている場合は、必ず事前に以下の項目をご確認ください。

所属するはつらつクラブ連合会支部の支部長に報告・相談ください。

解散についてクラブ会員の賛成を得てください。

以上を確認し、大変残念ながら解散の決定をされた場合には、改めて書類を送付いたしますので、必ず高齢者支援課までご連絡ください。

# 松戸市老人クラブ運営基準

## 1. 目的

老人クラブは、地域の高齢者が自主的に組織し、高齢者の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会参加活動を通じ、老後の生活を健全で豊かなものとし、明るい長寿社会づくりに寄与することを目的とする。

## 2. 組織

- (1) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。但し、老後の社会活動の円滑な展開を図るため、60歳未満の会員の加入を妨げてはならないものとする。
- (2) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとする。
- (3) 会員数は、おおむね30人以上とする。
- (4) 老人クラブ会員の互選による代表者を1名、また、必要に応じ役員を置くことができるものとする。
- (5) 組織及び運営に関する会則を設けるものとする。
- (6) 老人クラブは、一定の事務所を置くものとする。

## 3. 運営

- (1) 老人クラブの運営は、会員により自主的に行われるものとする。
- (2) 会員は、クラブ活動費に充てるため定期的に会費を納入するものとする。

## 4. 活動

老人クラブは、会員の生きがいを高めるために、次のクラブ活動を総合的に実施するものとする。

- (1) 社会奉仕活動事業（5ページ参照）
- (2) 老人教育講座開催事業（5ページ参照）
- (3) 健康増進事業（5ページ参照）
- (4) 研修事業（5ページ参照）
- (5) その他運営上の工夫

老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に実施するものとし、相当数の会員が常時参加するものとする。

## 5. 経費

老人クラブは、クラブ活動にかかる収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業終了後5年間保存しておくものとする。

また、資金は、会長名義をもって預金し、会計が保管するものとする。

簿冊の備え付けは次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（9ページ参照）及び収支予算書（10ページ参照）
- (2) 事業報告書（16ページ参照）及び収支決算書（17ページ参照）
- (3) 会則（6，7ページ参照）
- (4) 会員名簿（11ページ参照）
- (5) 会計簿：現金出納帳・科目別整理簿
- (6) 証拠票綴り：領収書等によるお金の使用明細綴り
- (7) 議事録：総会、定例会の議題、検討事項等の記録
- (8) 備品台帳：適宜作成
- (9) 諸文書綴り：国・県・東葛飾・市老連からの会報、連絡事項等綴り
- (10) その他必要な書類

## 老人クラブ活動区分

	事業名	内 容
補助金の対象事業	社会奉仕活動 事業	清掃・美化運動 防火・防災運動 交通安全運動 募金活動の協力 ひとり暮らし・ねたきり老人への訪問（友愛訪問） 福祉施設への訪問 廃品回収 古切手等寄贈 公共物の管理 世代間交流 伝承 地域文化活動 行事への参加等の経費 その他：社会奉仕活動に係る経費
	老人教育講座 開催事業	福祉・生涯関係の学習 政治・経済・社会の学習 郷土文化・歴史その他の学習 会報の発行 話し合い（体験談・討論会・研究発表等） 定例会・理事会等 映画・演劇鑑賞 趣味・サークル活動（短歌、俳句、書道、茶道、端唄、民謡、舞踊、楽器、囲碁、将棋、手工芸等） 交通安全教室等の経費 その他：地域内における教養活動に係る経費
	健康増進 事業	医師や保健師の健康講座 栄養士などによる 生活習慣病予防の料理講習 健康診断受診促進活動 ハイキング ウォーキング ゲートボール グラウンドゴルフ ペタンク なのはな体操 ラジオ体操 リズム体操 太極拳 ソフトバレー その他：健康増進活動の経費
	研修事業	研修旅行 工場等社会施設の見学 その他：研修事業に資する経費

※ 老人クラブ活動区分の内容欄に記載された事業は「事業実施報告書」「事業計画書」に記入する。

## 松戸一丁目はっらっクラブ会則

**参考例**

(名称)

第1条 本会は、「松戸一丁目はっらっクラブ」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を〇〇宅に置く。

(組織)

第3条 本会の会員は、原則として〇〇地区内に居住する60歳以上の者をもって組織する。ただし、円滑な運営を図るため60歳以下の会員の加入を妨げない。

(目的)

第4条 本会は、会員の知識や経験を生かし老後の生活を豊かなものとするとともに、明るい地域社会づくりに資することを目的とする。

(事業)

第5条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社会奉仕事業及びボランティア活動の実施
- (2) 生きがいを高めるための学習会の開催
- (3) 健康を促進するための運動を実施
- (4) その他、会の目的を達成するための必要な事業

(役員)

第6条 本会に、役員として会長1名、副会長〇名、女性部長〇名、会計〇名、書記〇名及び監事〇名を置く。ただし、必要に応じ役員を置くことができる。

2 本会の役員は、すべて会員の互選とし、任期は〇年とする。ただし再任を妨げない。

3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員は、次の業務を担当する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 女性部長は、女性の特性を生かし、会の運営に協力する。



- (3) 副会長は、会務を補佐し会長に事故あるときは、これを代行する。
- (4) 会計は、本会の経理を担当する。
- (5) 書記は、総会、役員会等の議事内容を整理する。
- (6) 監事は、本会の経理状況を監査する。

(会計)

第8条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金、事業収入をもって支弁する。

2 会費は、会員1人月額〇〇円とする。

3 資金は、会長名義をもって預金し、会計が保管する。

4 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(関係帳簿等)

第9条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 予算書及び事業計画書
- (2) 決算書及び事業報告書
- (3) 会則
- (4) 会員名簿
- (5) 会計簿 (現金出納帳・科目別整理簿)
- (6) 証拠票綴り
- (7) 議事録
- (8) 備品台帳
- (9) 諸文書綴り
- (10) 老人クラブ活動日誌綴り
- (11) その他必要簿冊

附則

この会則は、〇〇〇〇年〇月〇日から施行する。

## 松戸市老人クラブ運営費等補助金交付申請書

日付は記入しないでください。

令和6年 月 日

(あて先) 松戸市長

住 所	松戸市松戸一丁目11
団 体 名	松戸一丁目はっらっクラブ
代表者名	会長 松戸 一

令和6年度において、松戸市老人クラブ運営費等補助金の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第3条の規定により下記のとおり申請します。

## 記

1 補助金申請額	<u>143,880</u> 円
	(運営費 73,920円)
	(研修費 69,960円)

## 2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 会員名簿
- (4) 代表者届
- (5) 会 則

令和6年度事業計画書

(団体名：松戸一丁目はっつクラブ)

記載例

項目月	社会奉仕活動事業	回数	老人教育講座開催事業	回数	健康増進事業	回数	研修事業	回数	項目月	社会奉仕活動事業	回数	老人教育講座開催事業	回数	健康増進事業	回数	研修事業	回数
4月	・交通安全の講話 ・友愛訪問	1 1	・月例会(総会) ・役員会 ・民謡・舞踊練習	1 1 2	・ゲートボール練習 ・歩こう会 ・なのはな体操 ・グラウンドゴルフ	2 1 2 2			10月	・友愛訪問 ・共同募金活動	1 1	・月例会 ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ ・歩こう会	2 2 1	会員研修旅行	1
5月	・廃品回収 ・友愛訪問	2 1	・月例会(茶話会) ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ	2 2	日帰り研修旅行	1	11月	・廃品回収	1	・月例会(趣味学習) ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ ・なのはな体操	2 2 2		
6月	・美化奉仕活動 ・江戸川クリーンデー	1 1	・月例会(趣味学習) ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ ・なのはな体操	2 2 2			12月	・友愛訪問 ・歳末たすけあい 募金活動	1	・月例会(趣味学習) ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ	1 2		
7月	・廃品回収 ・町内清掃奉仕活動	2 1	・月例会 ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ ・歩こう会	2 2 1			1月	・廃品回収	1	・月例会(新年会) ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ	1 2		
8月	・友愛訪問	1	・月例会(趣味学習) ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ	2 2			2月	・社会福祉施設慰問 ・友愛訪問	1 1	・月例会(趣味学習) ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ ・歩こう会	2 2 1	工場施設見学	1
9月	・社会奉仕の日	1	・月例会 ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ ・なのはな体操	2 2 2			3月	・社会福祉施設慰問	1	・月例会 ・民謡・舞踊練習 ・なのはな体操	1 2 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ	1 2		

クラブ名を記入してください。

備考

◎この書類は申請の際に添付する  
◎この書類を基に、シニアクラブ活動一覧表を作成し、松戸市ホームページに掲載する予定でございます。

令和5年度収支決算書  
(18頁)の「支出繰越金」と同じ金額になります。

令和6年度収支予算書

記載例

(単位：円)

			支 出		
		摘 要	科 目	金 額	摘 要
繰越金	10,540	前年度からの繰越金	社会奉仕 活動事業費	50,000	清掃奉仕事業 友愛訪問等
会費等	120,000	個人会費 200円×12ヶ月×50人	老人教育講座 開催事業費	60,040	民謡・舞踊練習 福祉学習会
補助金及び助成金	93,920	市運営費 73,920円 町会補助金 20,000円	健康増進 事業費	100,000	ゲートボール グラウンドゴルフ なのはな体操 歩こう会
研修費補助及び負担金	589,960	市研修費 69,960円 旅行等個人負担金 20,000円×26人	研 修 費	589,960	研修旅行 (個人負担含めて記入)
事業収入	4,000	廃品回収・公園清掃 等	事 務 費	5,000	消耗品
雑収入	580	預金利子他	負 担 金	10,000	市老連 8,000円 支部 2,000円
			予 備 費	4,000	
合 計	819,000		合 計	819,000	

合計の収入・支出の額は同額になります。

会費 ( 月額 ) ・年額 200円 / 人 )

・この金額は予定金額です。  
・会員から徴収予定の月会費(1人あたり)の額を記入ください。

日付は記入しないでください。

令和6年 月 日

団体名 松戸一丁目はっらっクラブ

代表者名 会 長 松 戸 一

(注意) 会長は、この様式による収支予算書と事業計画書をクラブの総会に提出すること。

# 会員名簿

記載例

(団体名：松戸一丁目はっらっクラブ)

No. 1

番号	氏名	性別	年齢	住所	電話	役職名
1	松戸 一	男	68	松戸市松戸1丁目11	366-1111	会長
2	瑞 高志	男	81	松戸市松戸1丁目12	366-1112	副会長
3	山田 次郎	男	58	松戸市松戸1丁目13	366-1113	副会長
4	千景 やい	女	76	松戸市松戸1丁目14	366-1114	会計
5	千石 千恵	女	70	松戸市松戸1丁目15	366-1115	女性部長
6	秋 磨 苗	女	87	松戸市松戸1丁目16	366-1116	
7	穂 高 高	男	67	松戸市松戸1丁目17	366-1117	
8	狩野 天恵	女	89	松戸市松戸1丁目18	366-1118	
9						
10	<p>●同一書式であればワープロ・パソコンでの作成も可。</p> <p>●会員全員の記入をお願いいたします。</p> <p>●原則、全ての内容について記入をお願いいたします。 ただし、個人情報保護の観点から一部省略して記入することも差し支えございません。 詳しくは市役所高齢者支援課までお問い合わせください。</p> <p>●他の会と重複加入はできません。</p>					
11						
12						
13						
14						
15						
16						

	60歳未満	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	合計
男	2 人	8 人	7 人	5 人	2 人	2 人	1 人	27 人
女	3 人	10 人	9 人	5 人	2 人	2 人	1 人	32 人
会員数合計								59 人

※令和5年度中の死亡による退会者数

男	2 人	男女計
女	3 人	5 人

●なのはなシニア千葉（千葉県老人クラブ連合会）の依頼があり、確認させていただきます。

代 表 者 届

1 団 体 名	松戸一丁目はっらっクラブ
2 代 表 者 氏 名	会長 松 戸 一
3 代 表 者 の 住 所	松戸市 松戸一丁目11
4 生 年 月 日	明治・大正・昭和 21年10月5日生
5 電 話 番 号	366-1111
6 就 任 年 月 日	昭和・平成・令和 10年4月1日
7 設 立 年 月 日	昭和・平成・令和 10年4月1日

上記のとおり相違ないものであり、老人クラブ運営費等補助金の交付に関する一切の責任を私が負うものとする。

令和6年 月 日

日付は記入しないでください。

松戸市長

住 所 松戸市 松戸一丁目11

団 体 名 松戸一丁目はっらっクラブ

代 表 者 名 会長 松 戸 一

**記載例**

松戸市老人クラブ運営費等補助金交付請求書

令和6年 月 日

(あて先) 松戸市長

**日付は記入しないでください。**

**申請書と同じにしてください。**

住 所 松戸市 松戸一丁目11

団 体 名 松戸一丁目はっらっクラブ

代 表 者 名 会長 松 戸 一

印

令和6年〇月〇〇日付け松戸市指令第〇〇号の〇〇をもって補助金の交付決定のあった松戸市老人クラブ運営費等補助金の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第15条の規定により下記のとおり請求します。

**日付等は記入しないでください。**

記

**印鑑を忘れないでください。**

請求金額 143,880 円

(運営費 73,920円)

(研修費 69,960円)

令和6年 月 日

松戸市長

日付は記入しないでください。

請求書と同じになります。通帳と一字でも違う場合は委任状が必要です。

住所 松戸市 松戸一丁目11  
 団体名 松戸一丁目はっらっクラブ  
 代表者名 会長 松戸 一



口座振替依頼書

印鑑を忘れないでください。

老人クラブ運営費等補助金につきましては、下記のとおり口座を指定しますので振替えてくださるよう依頼します。

記

金融機関名	千葉県 銀行 農業協同組合 信用金庫 信用組合 松戸 本店 支店 出張所							
預金の種類	① 金融機関名・口座番号、口座名義人は必ず通帳のとおり記入してください。 ② 預金通帳の番号・名義人がわかる表紙と次頁のコピーを添付してください。 ① 普通預金      2. 当座預金							
口座番号	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7
1	2	3	4	5	6	7		
フリガナ	マツドイッチョウメハツラツクラブ カイケイ チバ ヤイ							
口座名義	松戸一丁目はっらっクラブ 会計 千葉 やい							
通帳名義が「会長 松戸 一」と異なる場合は、委任状（次頁参照）を添付してください。								



この記載例は、松戸一丁目はつらっクラブの預金通帳名義が会計の千葉やいさんになっている場合の記入例です。

●注意点

請求書と通帳の名義人等の内容が一字でも違う場合は必ず委任状が必要です。

通帳名が「会長 松戸 一」でなく「代表 松戸 一」「代表者 松戸 一」「松戸 一」「会計 ○○」等の場合は、委任状を提出していただく必要があります。

記載例

委任状

受任者

通帳と同じにしてください。

住所 松戸市 松戸一丁目14

クラブ名 松戸一丁目はつらっクラブ

氏名 会計 千葉 やい

私は、上記の者を委任者と定め、松戸市老人クラブ運営費補助金の受領に関する権限を委任します。

日付は記入しないでください。

令和6年 月 日

委任者

請求書と同じにしてください。

住所 松戸市 松戸一丁目11

クラブ名 松戸一丁目はつらっクラブ

氏名 会長 松戸 一



印鑑を忘れないでください。

## 松戸市老人クラブ事業実績報告書

令和6年3月31日

(あて先) 松戸市長

**令和6年3月31日現在の会長名で提出ください。**

住	所	松戸市	松戸一丁目11
団	体	名	松戸一丁目はっらっクラブ
代	表	者	名 会長 松戸 一

令和5年6月5日付け松戸市指令第889号 で交付決定のあった松戸市老人クラブ運営費等補助金に係る事業について、松戸市補助金等交付規則第11条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

## 記

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| 1 実績報告額   | <u>143,880円</u> |
|           | (運営費 73,920円)   |
|           | (研修費 69,960円)   |
| 2 添付書類    |                 |
| (1) 事業報告書 |                 |
| (2) 決算書   |                 |

令和5年度事業報告書

(団体名：松戸一丁目はっつクラブ)

記載例

項目月	社会奉仕活動事業	回数	老人教育講座開催事業	回数	健康増進事業	回数	研修事業	回数	項目月	社会奉仕活動事業	回数	老人教育講座開催事業	回数	健康増進事業	回数	研修事業	回数
4月	・交通安全の講話 ・友愛訪問	1 1	・月例会(総会) ・役員会 ・民謡・舞踊練習	1 1 2	・ゲートボール練習 ・歩こう会 ・なのはな体操 ・グラウンドゴルフ	2 1 2 2			10月	・友愛訪問 ・共同募金活動	1 1	・月例会 ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ ・歩こう会	2 2 1	会員研修旅行(長野)	1
訪問先及び実施事業を記入すること。								前年度補助金申請時のクラブ名を記入してください。									
5月	・廃品回収 ・友愛訪問	2 1	・月例会(茶話会) ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ	2 2	・日帰り研修旅行(日光)	中止	11月	・廃品回収	1	・月例会(趣味学習) ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ ・なのはな体操	2 2 2		
6月	・美化奉仕活動 ・江戸川クリーンデー	1 1	・月例会(趣味学習) ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ ・なのはな体操	2 2 2			12月	・友愛訪問 ・歳末たすけあい募金活動	1	・月例会(趣味学習) ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ	1 2		
7月	・廃品回収 ・町内清掃奉仕活動	2 1	・月例会 ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ ・歩こう会	2 2 1			1月	・廃品回収	1	・月例会(新年会) ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ	1 2		
8月	・友愛訪問	1	・月例会(趣味学習) ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ	2 2			2月	・社会福祉施設訪問 ・友愛訪問	1 1	・月例会(趣味学習) ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ ・歩こう会	2 2 1	工場施設見学	1
9月	・社会奉仕の日	1	・月例会 ・民謡・舞踊練習	1 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ ・なのはな体操	2 2 2			3月	・社会福祉施設訪問	1	・月例会 ・民謡・舞踊練習 ・なのはな体操	1 2 2	・ゲートボール練習 ・グラウンドゴルフ	1 2		
備考																	

研修場所名を記入すること。  
※中止した分も記載し、回数に「中止」とお願いいたします。

◎この書類は申請の際に添付する

# 令和5年度収支決算書

記載例

(単位：円)

収 入			支 出		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
繰越金	25,066	前年度からの繰越金	社会奉仕 活動事業費	19,865	清掃奉仕事業 友愛訪問等
会費等	120,000	個人会費 200円×12ヶ月×50人	老人教育講座 開催事業費	87,652	月例会 民謡・舞蹈練習
補助金及 び助成金	93,920	市運営費 73,920円 町会補助金 20,000円	健康増進 事業費	145,622	ゲートボール グラウンドゴルフ なのはな体操 歩こう会
研修費補助 及び負担金	569,960	旅行等個人負担金 25,000円×20人 市研修費 69,960円	研 修 費	538,000	研修旅行等 (個人負担含めて記入)
事業収入	4,000	廃品回収・公園清掃等	事 務 費	1,367	消耗品費
寄付金	1,000		負 担 金	10,000	市老連 8,000円 支部 2,000円
雑収入	100	預金利息	雑 費	1,000	
合 計	814,046		繰 越 金	10,540	次年度への繰越金
合 計			合 計	814,046	

**合計の収入・支出の額は同額になります。**

会費 ( 月額 ) ・年額 200円 / 人 )

**令和5年度収支予算書 (10頁) の「収入 繰越金」と同じ金額になります。**

**会員から徴収した会費 (1人あたり) の額を記入ください。**

令和6年3月31日

団体名 松戸一丁目はっらっクラブ  
代表者名 会長 松戸 一

令和6年3月31日現在の会長名で提出ください。

団体名  
会 則

変 更 届

**変更事項に丸をつけてください。**

下記のとおり変更がありますので、松戸市老人クラブ運営費等補助金交付要綱第5条の規定により届出します。

**変更事項に丸をつけてください。**

記

- ・会則の変更（別紙のとおり）

変 更 内 容

**どの部分を変更したかを簡潔に記入し、新しい会則を添付してください。**

- ・**団体名の変更**

旧 団 体 名 松戸一丁目はっらっクラブ

新 団 体 名 まっどー丁目はっらっクラブ

**日付は記入しないでください。**

年 月 日

**団体名を変更した場合は新しい団体名をご記入ください。**

団体名 まっどー丁目はっらっクラブ

会長名 松戸 一

# 代表者変更届

記載例

1. 団体名 松戸一丁目はっらっクラブ

2. 代表者氏名 会長 松戸 花子

明治・大正・昭和 20年 9月 17日生

3. 代表者住所 松戸市 松戸一丁目20

電話 366-2222

4. 就任年月日 令和6年4月1日

上記のとおり、代表者が変更になりましたので、松戸市老人クラブ  
運営費等補助金交付要綱第5条の規定により届出します。

年 月 日

日付は記入しないでください。

前任者 松戸 一

後任者 松戸 花子

## ～Q & A 集～

No.	内容	回答
1	申請書類は、データでもらえますか？	<p>松戸市ホームページからダウンロード出来ます。</p> <p>また、メールで送付することも可能です。ご希望の方は下記市役所高齢者支援課のアドレスまでご連絡ください。</p> <p>Mail : mckoureisha@city.matsudo.chiba.jp</p>
2	書類の作成でわからない部分があるときは？	<p>同封している「松戸市老人クラブ運営費等補助金申請の手引き」をご参照ください。それでもわからない場合は、市役所高齢者支援課までお問合せください。</p> <p>TEL : 047-366-7346</p>
3	クラブ名、会長名等が既に印刷された書類が入っていたが、これはなにか？	<p>昨年度の補助金申請にて提出していただいた会長名等の情報を基に、作成した書類です。</p> <p>昨年度から会長の変更がなく、印刷されている内容に間違いがない場合は、そのままご使用ください。</p> <p>(書類により押印の要・不要があります。)</p>
4	会長が変更になったがどうすればいいか？	<p>「代表者変更届」を提出してください。</p> <p>また、会長がいつ変更になったかによって、旧会長名で提出していただく書類があります。</p> <p>詳しくは市役所高齢者支援課までお問い合わせください。</p> <p>TEL : 047-366-7346</p>

5	<p>クラブを解散しようと思っているが書類は何を提出すればいいか？</p>	<p>クラブの解散については、今一度クラブの会員や支部役員等と話し合い、クラブの存続についてご検討のほどよろしく申し上げます。</p> <p>それでも解散する場合は、「老人クラブ解散届」と実績報告関係の書類を提出してください。</p> <p>詳しくは市役所高齢者支援課までお問合せください。</p> <p>TEL : 047-366-7346</p>
6	<p>書類はどのように提出すればいいか？</p>	<p>郵送にて提出してください。</p>
7	<p>いつから郵送の受付をしているか？</p>	<p>順次受付しておりますので、書類が整い次第郵送をお願いします。</p>
8	<p>いつまでに書類を郵送すればいいか？</p>	<p>令和6年4月15日（月）までです。</p>
9	<p>期限内に郵送が難しい場合はどうすればいいか？</p>	<p>市役所高齢者支援課までお問合せください。</p> <p>TEL : 047-366-7346</p>
10	<p>郵便料金は？</p>	<p>クラブにてご負担ください。</p> <p>恐れ入りますが、郵便料金の不足が発生しないようにお願いいたします。</p> <p>【参考】角2封筒 普通郵便 100g以内 140円、150g以内 210円</p>



11	郵送用の封筒は？	恐れ入りますが、クラブでをご用意ください。
12	郵送先は？	〒271-8588 松戸市根本 387-5 松戸市役所高齢者支援課までお願いします。
13	郵送の際、書留等の指定はあるか？	書留、内容証明等の指定はございません。
14	書類を受領した等の連絡はありますか？	市役所から連絡はいたしません。 書類を確認し不備等があった場合は、連絡することがあります。
15	押印が必要な書類と不要な書類があるがどうしてなのか？	市全体の押印見直し指針により原則として押印不要となりましたが、請求書・口座振替依頼書・委任状については、会計処理上押印が必要となります。
16	会員名簿の提出が2部となっているが、なんでなのか？	1部は、補助金交付の必要書類として市役所が保管します。 残り1部は、松戸市はつらっクラブ連合会で保管します。
17	会員名簿の内容は、全て記入しなければならないのか？	原則すべての内容について記入をお願いいたします。 但し、個人情報保護の観点から一部省略して記入することも差し支えございません。 詳しくは市役所高齢者支援課までお問い合わせください。 TEL：047-366-7346

18	連合会と支部への年会費の集金はどのように行うのですか？	支部により集金の時期や方法が異なります。支部役員に確認してください。
19	書類に不備等があった場合は？	原則、会長にご連絡します。 なお、会長と連絡が取れない場合は副会長・会計など役員にご連絡させていただくことがあります。 また、不備の内容によっては、市役所にお越しいただく場合がありますので、ご了承ください。
20	振込み完了の連絡は市役所からありますか？	市役所から連絡する予定はありません。
21	補助金はいつごろ振り込まれますか？	指定の口座に6月中旬から下旬ごろに振り込む予定です。

**上記以外にご不明な点ございましたら、市役所高齢者支援課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。**

<問い合わせ先>

松戸市役所 高齢者支援課

TEL : 366-7346

FAX : 366-0991

Mail : mckoureisha@city.matsudo.chiba.jp

